平成２８年（フ）第６６１５号
千葉県柏市西原４丁目16―11―102
債務者　大和田正登（旧姓板倉）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６１８号
東京都北区田端３丁目２－６―101
債務者　植田喜代子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６２０号
東京都町田市大蔵町2055―５―201
債務者　菅原　千明
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６２４号
東京都西東京市東伏見２丁目16―17―305
債務者　保谷由美子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６２８号
東京都足立区綾瀬５丁目21―12―103
債務者　高木秀雄こと　李　　秀雄
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３１号
埼玉県川口市芝園町３－４―917
債務者　石田千加子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３３号
東京都江東区亀戸７丁目55―４―311
債務者　今井三枝子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３４号
東京都江東区千石１丁目５―15―202
債務者　長瀬　直美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３５号
東京都西東京市東伏見２丁目８―25
債務者　井上　三男
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３６号
東京都西東京市東伏見２丁目８―25
債務者　井上　嚇子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３７号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５―19―417
債務者　畠山　　智
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１７号
熊本県玉名郡長洲町大字上沖洲205番地、前住所熊本県玉名郡長洲町大字腹赤３番地
破産者　石本　良誠
1　破産債権の届出期間　平成28年10月14日まで
2　一般調査期日　平成28年11月14日午後２時
平成28年９月16日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１９８号
名古屋市守山区喜多山南14番29号
破産者　浅井　　浩
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年12月21日午後２時10分
平成28年９月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０７５号
大阪府摂津市南別府町８番48号
破産者　江口木材株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年11月21日午後２時
平成28年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１号
堺市南区宮山台４丁３―23―401、開始決定時の住所堺市中区深阪１丁13番82号
破産者　加島　寿奈
1　破産債権の届出期間　平成28年10月18日まで
2　一般調査期日　平成28年12月１日午前10時30分
平成28年９月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８３号
名古屋市北区中味鋺３丁目915番地
破産者　松原まゆみ
1　破産債権の届出期間　平成28年10月19日まで
2　一般調査期日　平成28年12月７日午後２時10分
平成28年９月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７８号
横浜市金沢区六浦５丁目５番13―201号
破産者　檜山不美靖
1　破産債権の届出期間　平成28年10月25日まで
2　一般調査期日　平成28年12月15日午前10時20分
平成28年９月15日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０号
佐賀市本庄町大字袋272番地１
破産者　株式会社ヤカベ
1　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
2　一般調査期日　平成28年12月１日午後１時30分
平成28年９月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６４号
愛媛県宇和島市津島町北灘丙121番地３
破産者　有限会社武内建設
1　破産債権の届出期間　平成28年11月11日まで
2　一般調査期日　平成28年12月22日午前11時
平成28年９月16日
松山地方裁判所宇和島支部